

# 岐阜県公報

号外(五) 平成二十年四月一日

## 目次

### 訓令 甲

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

(法務・情報公開課)

ページ  
一

## 訓令 甲

岐阜県訓令甲第十二号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

### 岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程(昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第十三条」を「第十三条の二」に改める。

第六条第二項中「総括管理監」を「総括管理監(総括管理監が置かれていない場合は

課長、管理調整に関する事務を担当する課長補佐又は課長の指定する者)」に改める。

第七条第二項中「第二号」を「第二号(一般競争入札に係る公告及び公示にあつては、

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百

二十号)第四条、第五条及び第十一条に規定する公告及び公示に限る。)」に改める。

第二十二条第二項中「公示文書」を「公示文書(一般競争入札に係る公告及び公示に

あつては、岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜

県規則第百二十号)第四条、第五条及び第十一条に規定する公告及び公示に限る。第五

十四条の二において同じ。)」に改める。

第三十七条の二中「当該帳票の写しを法務・情報公開課長に速やかに提出すると

も」を削る。

第四十二条第一項中「当該保存文書を廃棄しなければならない」を「主務課長に対し

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日)に当たる  
ときは翌日

平成二十年四月一日

